

林業信用保証業務における個人情報の利用にあたって

独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」といいます。)は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

1. 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、次表に掲げるお客様の個人情報等を債務保証業務及びこれに付随する業務並びに次表の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
2. お客様の本籍地等の業務上知り得た公開されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外のために利用しないこと

個人情報	①氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、出資に関する情報、返戻保証料振込口座等、相談時に提出する書類、債務保証依頼書・保証契約変更願書・被保証者等変更願書並びに申込時及び申込後提出する書類に記載されたすべての情報、②就業状況・収入・負債額・資産保有状況・住民票記載事項・相続人に関する情報等、求償権の行使に必要な情報
利用目的	①経営・金融・各種制度利用の相談受付、②保証申込・条件変更申込の受付、③保証利用資格の確認、④保証・条件変更の審査、⑤保証・条件変更の決定、⑥保証引受の継続的な管理、⑦法令等や契約上の権利の行使及び義務の履行、⑧取引上必要な各種郵便物の送付、⑨適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者(融資機関、保証人、基金に対して損失補償を行う機関、国・地方公共団体)提供、⑩市場調査、データ分析、アンケート等の実施並びに保証商品、サービス等の研究開発、⑪ダイレクトメールの発送等、保証商品やサービス等に関する利用の照会・提案、⑫保証料の返戻、⑬求償権の行使、⑭契約の解除及び契約解除後の管理、⑮その他林業金融及び林業信用保証の適正な運営と契約の適正かつ円滑な履行

信用基金がお客様の債務保証を行う際には、お客様に上記信用基金が取得する個人情報等や利用目的をご理解をいただいた上で、以下に掲げる事項について同意をお願いしています。

- ① 債務保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、信用基金が上記に掲げる私に関する個人情報を上記利用目的のために必要な範囲で利用すること
- ② 信用基金が下表に掲げる私に関する個人情報(過去のものを含む)を下表に掲げる利用目的のために必要な範囲で下表に掲げる者との間で授受すること
- ③ 保証申込が取消し又は取下げとなった場合、又は担保・保証人の差し替えがあった場合でも、信用基金が引き続き私に関する個人情報を利用すること

提供先	利用目的	個人情報
銀行等及び信用基金法施行令第2条及び第3条に掲げる融資機関	①経営・金融・各種制度利用の相談受付、②保証利用状況の確認、③保証利用可能性の確認、④保証利用の勧誘、⑤保証審査結果の確認、⑥与信判断・取引管理、⑦保証料徴求、⑧返戻状況の確認、⑨代位弁済の事実の了知、⑩保証料の返戻、⑪求償権の行使、⑫契約の解除及び契約解除後の管理	①氏名・住所、決算に関する情報等、債務保証依頼書並びに申込時及び申込後提出する書類に記載されたすべての情報(以下「申込書類等記載情報」という。)、②保証利用残高・返済状況等、保証利用状況に関する情報(以下「保証利用状況情報」という。)、③財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報、④保証審査の結果に関する情報、⑤保証条件・保証金額等、利用した保証の内容に関する情報、⑥事故発生事由、⑦代位弁済金額・代位弁済の完了に関する情報等、代位弁済手続きを行うにあたり必要な情報、⑧出資に関する情報(出資の受入、譲渡、名義変更等出資原簿の変更事項含む。以下同じ)
連帯保証人(融資機関の保証人を含む。)、物上保証人等の関係人における権利の行使又は義務の履行	①責任負担の確認、②返済状況の確認、③代位弁済の事実の了知、④連帯保証人(融資機関の保証人を含む。)、物上保証人等の関係人における権利の行使又は義務の履行	①属性情報、②保証利用状況情報、③代位弁済金額・事故発生原因等、代位弁済の内容に関する情報(以下「代位弁済情報」という。)、④就業状況、収入、負債額、資産保有状況等、求償権の行使に必要な情報
信用基金に対して損失補償を行う機関	①損失補償契約により生じる権利の行使や義務の履行、②損失補償事業の適正な運営の調査	①申込書類等記載情報、②代位弁済情報、③損失補償金請求に関する情報、④利用した保証制度名・損失補償金支払額等、⑤求償権回収額・求償権残高等、損失補償に関する手続きを行うにあたり必要な情報、⑥保証審査に関する情報・返済状況等、損失補償事業の適正な運営を調査するために必要な情報
国、都道府県	国、都道府県の森林・林業に関する事務又は業務の遂行	①保証利用状況情報、②代位弁済情報、③出資に関する情報